

(10) 振動試験システム、装置又はその部分品

品目	振動試験システム、装置又はその部分品 Vibration test systems, equipment, and components
NSG List	1. B. 6
項番等	2の項(16) 省令第1条第二十一号
規制理由	振動試験システムや振動試験装置は、核爆発装置システム(安全解除装置と安全装置を含む)の試験を実施する際に、特定の重力プロフィールと振動を作り出すのに使用される。このような試験は、兵器輸送時の振動条件を再現し、実弾頭に対する耐性があり、性能に影響がでないことを確認するために実施する。



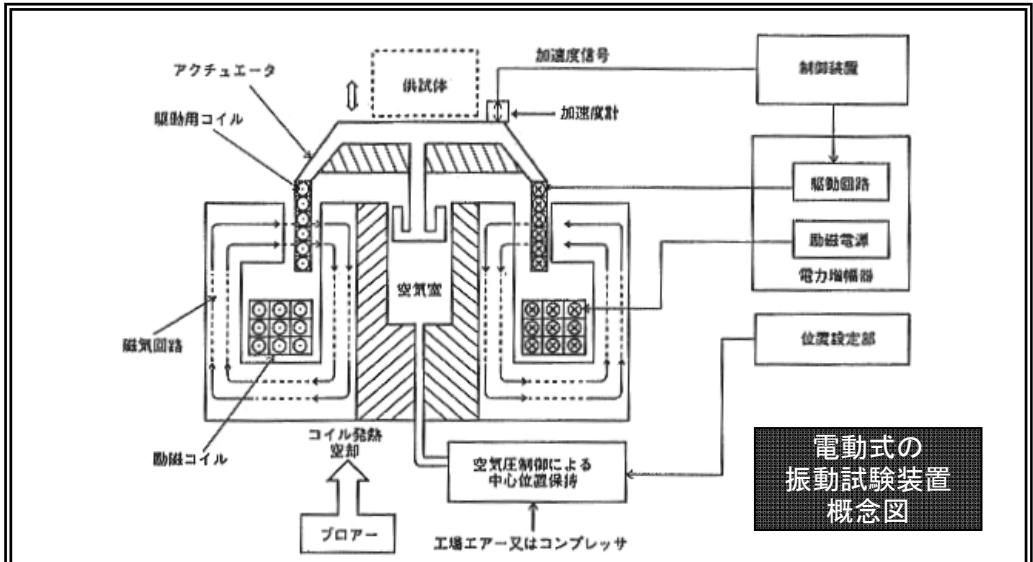
振動試験システム

垂直加振機付きの振動試験装置  
( Vibration test equipment with shaker in the upright position )



【補足解説】

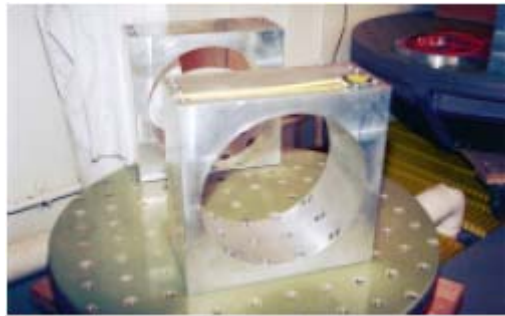
振動試験装置の加振方法は、大別して電動式(あるいは電磁式)と油圧式(油圧ポンプ及びサーボ弁を使用)がある。2の項(16)では電動加振方式のみを規制対象としている。なお、振動試験装置は4の項(24)でも規制対象となっているが、4の項では加振方式は特に限定されていない。



振動試験用ソフトウェアを組み込んだ制御装置  
( Digital control units, combined with "software" specially designed for vibration testing )



加振機付きの振動試験装置  
( Shaker unit in horizontal position )



振動試験装置の搭載取り付具  
( Mounting fixture for vibration testing equipment )